

令和6年度 個人情報保護委員会 重点施策のポイント

個人情報の適正な取扱いと国民の安心安全の確保に向け、個人情報の保護、マイナンバーの監視監督、国際連携の強力な推進を柱として、広報・相談等の充実に積極的に取り組み、併せて、それらを実行する組織体制の強化を図ることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を推進する。

1 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等

- ◇ 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の個人情報保護に係る全国共通ルールが規定され、令和5年4月1日から全面施行となったことから、その円滑かつ適切な運用のため、各種施策に取り組む。
- ◇ 「3年ごと見直し」に向けた検討のため、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の発展、個人情報を活用した新産業の創出・発展の状況等を勘案し、個人情報等を取り巻く最新の動向を把握するための調査等を行う。
- ◇ 「個人情報の保護に関する基本方針」及びその推進等のための「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」も踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報等を取り扱う各主体における官民や地域の枠又は国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関し、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視監督等の役割を果たす。

【主な施策等】

- 令和3年改正法の円滑かつ適切な運用に関する取組
- 「3年ごと見直し」に向けた検討
- 適正な利活用の在り方に関する実態調査とPPCビジネスサポートデスクによる相談支援による適正な利活用の推進

2 事務・権限の拡大等に伴う委員会の体制強化

マイナンバー法改正及び今般のマイナンバーカード等に係る各種事案を踏まえつつ、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及び令和3年改正法等により拡大した事務・権限を適切に執行するため、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築する。

【主な施策等】

- 個人情報の取扱いに関しデジタル技術も活用した効果的・効率的な監視監督の実施及び必要な体制強化等
- 改正法の施行に対応した総合案内所の一層の整備等
- グローバル人材やデジタル人材を始めとする専門人材の育成強化

3 国際連携の強力な推進

個人情報を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、GPA、APPA等の国際フォーラムでの議論や米国・欧州等の各国・地域の関係機関等との協議等を通じて、G7の成果を踏まえDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の発信や連携強化を図る。さらに、最新の国際動向の把握に努めるとともに、外国の個人情報保護当局との執行協力体制の強化に取り組む。

【主な施策等】

- 個人情報及安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築
- 技術革新等への対応についての世界潮流を踏まえた政策立案への活用と国際フォーラム等における我が国の取組の発信
- 国境を越えた執行協力体制の強化

4 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保

個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関等の検査を始め、効果的かつ効率的な監視監督に向けた取組の強化を図る等、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて国民の安心・安全が確保されるよう、各種取組を拡充する。

【主な施策等】

- 監視・監督システムによる特定個人情報の不適切利用の早期発見と抑止強化
- 安全管理措置に係る啓発の推進

5 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

デジタル社会において個人情報が適正に取り扱われるよう、監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について、民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として情報発信を行う。また、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を公式SNS等により積極的に展開する。さらに、関係団体と連携した周知等、広報・啓発の充実に努める。

【主な施策等】

- 改正法施行後の法制度の内容の周知及び司令塔としての発信力強化
- 個人情報リテラシーを高める広報・啓発活動を公式SNS等により展開